

# JIS

## まほうびん

JIS S 2006 : 2019

(全国魔法瓶工業組合/JSA)

令和元年 10 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	鹿 野 歩 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	黒 木 美 紀	一般財団法人日本消費者協会
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	武 藤 京 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	村 井 正 素	公益社団法人消費者関連専門家会議
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 28.11.7 改正：令和元.10.21

官 報 掲 載 日：令和元.10.21

原 案 作 成 者：全国魔法瓶工業組合

(〒530-0044 大阪府大阪市北区東天満 2-9-4 千代田ビル東館 TEL 06-4792-7011)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	3
5 主要部の名称	4
6 性能	9
6.1 使用性能	9
6.2 品質性能	9
7 構造	12
7.1 構造一般	12
7.2 種類別構造	12
8 外観	13
9 材料	13
10 試験方法	14
10.1 試験の一般条件	14
10.2 数値の丸め方	14
10.3 栓の臭気及び内容湯の味	14
10.4 保温効力及び保冷効力	15
10.5 耐衝撃性	16
10.6 印刷塗装の密着性	18
10.7 鉄鋼素地上のめっき	18
10.8 プラスチック上のめっき	18
10.9 パッキン及びその他のゴム製品の耐熱水性	18
10.10 容量	18
10.11 転倒角度	19
10.12 ハンドル（取っ手）及びつり手（手さげ）の取付強度	19
10.13 転倒流水	19
10.14 自然吐出	19
10.15 注水機構の耐久性	19
10.16 湯漏れ及び水漏れ	20
10.17 中栓の取付けはめ合い	21
10.18 下げひもの強度	21
10.19 袋（ポーチなど）及び下げひもの染色堅ろう度	21
11 検査方法	22
11.1 型式検査	22

	ページ
11.2 製品検査 .....	22
11.3 記録 .....	22
12 表示 .....	22
13 取扱い上の注意事項 .....	23
解 説 .....	24

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、全国魔法瓶工業組合及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS S 2006:2016** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**注記** 工業標準化法に基づき行われた申出、日本工業標準調査会の審議等の手続は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第 9 条により、産業標準化法第 12 条第 1 項の申出、日本産業標準調査会の審議等の手続を経たものとみなされる。

白 紙

## まほうびん

## Vacuum bottles

## 1 適用範囲

この規格は、主として飲料物の保温及び保冷を目的としてガラス製真空二重容器（以下、中瓶という。）を用いたまほうびん（以下、ガラス製まほうびんという。）及びステンレス鋼製真空二重容器（以下、容器という。）を用いたまほうびん（以下、ステンレス鋼製まほうびんという。）について規定する。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS G 3141 冷間圧延鋼板及び鋼帯
- JIS G 3303 ぶりき及びぶりき原板
- JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
- JIS H 3100 銅及び銅合金の板及び条
- JIS H 4000 アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条
- JIS H 8617 ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき
- JIS K 6718-1 プラスチック—メタクリル樹脂板—タイプ，寸法及び特性—第1部：キャスト板
- JIS K 6718-2 プラスチック—メタクリル樹脂板—タイプ，寸法及び特性—第2部：押出板
- JIS K 6744 ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯
- JIS L 0803 染色堅ろう度試験用添付白布
- JIS L 0848 汗に対する染色堅ろう度試験方法
- JIS R 3502 化学分析用ガラス器具の試験方法
- JIS S 2010 アルミニウム製加熱調理器具
- JIS S 2029 プラスチック製食器類
- JIS Z 1522 セロハン粘着テープ
- JIS Z 8703 試験場所の標準状態

## 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

## 3.1

## まほうびん

中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用したものであって卓上用のもの、容器にステンレス鋼製の真空二重容器を使用したものであって携帯用、卓上用、弁当用のもの。